a short letter from SEIYU GROUP

清友短信

発行日　2025年12月3日

No.　112

TEL.075-431-4361　FAX.075-431-4365

ガソリン税・軽油引取税　暫定税率の廃止

ガソリンの暫定税率は、1974年のオイルショック後に道路整備の財源確保の為、当初は時限措置として導入されて以来、50年以上にわたり継続されてきました。しかし、高市首相の就任を契機とし、近年の物価高騰対策の一つとして、ガソリン税・軽油引取税の暫定税率が廃止されます。

1.廃止日程

ガソリン税暫定税率廃止：2025年12月31日

軽油引取税暫定税率廃止：2026年4月1日

2.ガソリン税・軽油引取税（暫定税率、本則税率）の内訳　<消費者側の視点>

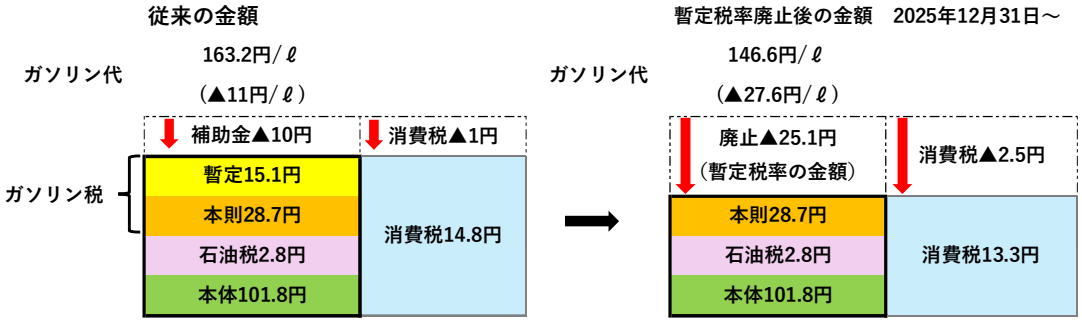

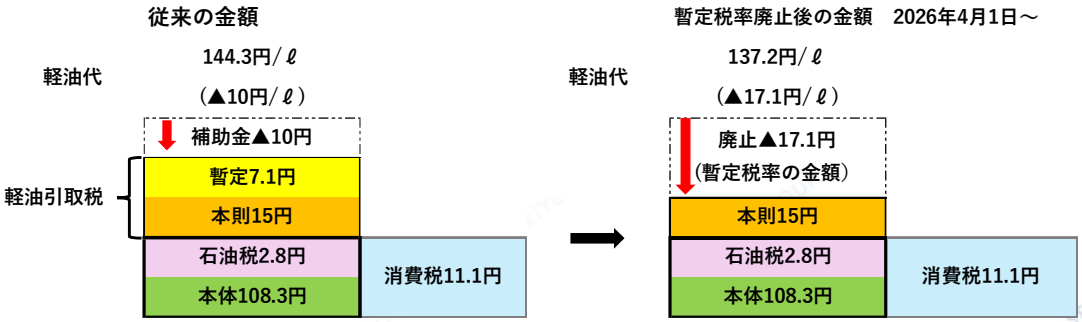

上図の様に、ガソリン税は消費税が課税されますが、軽油引取税は消費税が課税対象外になります。
※太枠に囲まれた部分が消費税の課税される範囲になります。

3.段階的な補助金の引上　<石油元売会社側の視点>

ガソリン及び軽油に対する補助金の引上スケジュール

	11月13日	11月27日	12月11日
ガソリン	10円→15円	15円→20円	20円→25.1円
軽油	10円→15円	15円→17.1円	

暫定税率廃止までの移行措置としてつなぎ補助金が導入され、上図のスケジュールの様に、段階的に補助金の支給額が引き上げられる事によって、店頭価格は徐々に下がっていき、暫定税率廃止までの消費者の買い控えを防ぎます。